

2020 年 5 月 13 日

支部専務理事 各位

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
登録事業部 部長 八木橋 稔之

継続検査等における自動車税種別割及び軽自動車税種別割に係る
証明書の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省から、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例が設けられたことに伴い、継続検査等の申請に際し、「自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面」の取扱いについての案内がありました。

当該書面については、別添資料の通り、都道府県知事又は市区町村長が、徴収猶予の特例の適用を受けた者に対し交付する書類となっており、原本の提示が必要となっておりますので取り扱いには十分ご注意くださいと存じます。

また、継続検査 OSS 申請の場合においても同様の取扱いであることを確認いたしましたことを申し添えます。

つきましては、会員ディーラーからの当該申請依頼について適切に対応いただきますよう実務担当者等へ周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

■添付資料

- ①【国土交通省】事務連絡（自販連宛）
- ②（参考）事務連絡（各地方運輸局宛）
- ③（参考）許可通知書の確認方法

以 上